

平成16年7月21日

於・農林水産省本館4F

第2特別会議室

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会議事録

農林水産省

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . 総合食料局長挨拶 .....	2
3 . 議 事	
( 1 ) 「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の策定について .....	3
( 2 ) 「麦政策検討小委員会」における議論の概要について .....	37
( 3 ) そ の 他 .....	41
4 . 閉 会 .....	42

## 1. 開 会

林食料企画課長 それでは、定刻となりましたので、総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様方にはお忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございました。本日は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」につきまして御議論いただくことにしております。その後、当部会のもとに設置されている麦政策検討小委員会における議論の概要につきまして、同小委員会の座長でもございます加倉井委員の方から御報告をいただきたいと思います。

なお、委員の皆様方の出席状況でございますが、若干おくれて来られる先生もいらっしゃるようでございますが、本日は、生源寺委員、大泉委員、大木委員、立花委員、横川委員が御欠席で、お2人ほどおくれて来るとい御連絡を受けておりますけれども、13名の御出席ということを予定しておりますので、審議会令第9条の規定によりまして本部会は成立してございます。

なお、この場をお借りいたしまして、事務局側の人事異動についてお知らせをいたしたいと存じます。

去る5月に総合食料局食糧部長、また今月2日に総合食料局長以下の職員に人事異動がございましたので、順次皆様方に御紹介申し上げます。

村上総合食料局長でございます。

山田総合食料局次長でございます。

高橋食糧部長でございます。

島田消費流通課長でございます。

大変申しおくれましたが、私、食料企画課長の林でございます。よろしくお願いいたします。

また、ただいま全省庁一斉に地球温暖化対策推進の一環といたしまして、職員の執務室等での軽装を実施しております。農林水産省といたしましても、背広の上着を着用しない、夏向きのシャツを着用するなど職員の軽装を実施しております。このため、本日、事務局の職員も軽装での会議運営となっておりますので、皆様方の御理解と御協力をお願いいた

したいと存じます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

八木部会長 ただいま御案内がありましたように、軽装ということでございますので、上着を脱いで会議をお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

毎日暑い日が続いておりますけれども、本日は、委員の皆様にはお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、先ほど食料企画課長からもお話がありましたように、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」について御議論いただいた後に、麦政策検討小委員会における議論の概要について御報告いただくこととなっております。

また、基本指針については、本日皆様から御意見を賜った上で、7月末までに策定し、公表することとなっておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

## 2．総合食料長挨拶

八木部会長 それでは、まず村上総合食料局長から御挨拶をいただきたいと思います。

村上総合食料局長 軽装ということで失礼いたします。

きょうは、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

暑い中、御参集いただきましたこと、心から感謝申し上げる次第でございます。

先ほど御紹介がありましたように、7月2日付で総合食料局長を拝命いたしましたところでございます。よろしくお願いいたします。

きょうは、議題でございますように、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」について御議論いただくということ、それから麦政策の見直しにつきまして御検討をいただいております麦政策検討小委員会の議論の概要につきまして加倉井座長から御報告をお願いするということにいたしているところでございます。

米につきましては、申し上げるまでもなく、新しい米政策のもとで市場を重視する、需要者、あるいは消費者のニーズを重視する形で市場の動向を農業者が感じとりながら生産をし、売れる米づくりをしていくということが基本的な考え方として策定されたわけでございますが、そのための指針ということで、米の需給動向につきまして、適時適切に政府から情報を提供していくということが求められているということで、その基本指針の意義

というのが非常に重要であると思っているわけでございます。

今回の基本指針につきましては、特殊な事情といたしましては、もちろん新しい米政策の最初の年であるということ、それから昨年の不作を受けましているような需給事情、消費動向の変化がございますし、新しい食糧政策、改正食糧法の施行の中で流通制度の改革等いろいろな動きがございますし、それの中での業界団体の動きなどもあるわけでございますので、その辺の情報も十分盛り込んだところでございます。

それから、麦政策の検討でございますけれども、スピードを上げて専門的に検討するというので、この部会のもとに麦政策検討小委員会を設置して、5月26日以降3回の検討を行ってきているわけでございます。これにつきましてはいろいろな課題がございますし、品目横断政策という全体の政策との関連ということもこれから重要になってくると思っておりますのでございますが、中間取りまとめ、論点整理に向けまして、今までの議論の中身につきまして加倉井座長から御報告をお願いすることにいたしているところでございます。

このような中身につきまして本日御報告いたしますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、私の御挨拶にさせていただきます。

よろしく願いいたします。

八木部会長 どうもありがとうございました。

### 3. 議 事

#### (1) 「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の策定について

八木部会長 それでは、議事の審議に移りたいと思います。

まず、本日の議事の進め方についてお諮りいたします。

基本指針について、昨年は2度にわたる御議論をいただいたわけでありましたが、昨年は基本指針の策定自体が初めてだったこと、しかも7月の段階で全国ベースの生産目標数量を決定するということがあったからであります。

しかし、ことしは、動向編につきましては、昨年のデータをベースとして、各委員からの御意見を踏まえて修正を施したものとなっていること、また、国の方針編についても米政策改革大綱の進捗状況を整理されたものであることから、事務局とも相談の上、本日1日で基本指針の御議論をいただくことといたしたいと思っております。よろしく御協力のほどお

願いたします。

なお、需給見通し編につきましては、後ほど事務局から説明がありますように、しばらくは最近の消費や需要の動向を見ながら検討する必要があるかと思っております。

議事についてであります。基本指針は、動向編、需給見通し編、国の方針編で構成されておりますので、これらを一括して事務局から説明いただき、御議論をいただいておりますかと考えております。

なお、本日はおおむね 12 時 30 分くらいを目途に審議を終了する予定で進めたいと思います。特に基本指針につきましては相当のボリュームとなっておりますので、十分な議論を行う時間を確保するため、事務局にはポイントを絞って簡潔に説明をお願いします。

このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

それでは、基本指針について太田需給調整対策室長から説明をお願いいたします。

太田需給調整対策室長 需給調整対策室長の太田でございます。本来であれば、ここで御説明をいたすのは計画課長の役割でございますが、計画課長の高橋は現在海外出張しております。したがって、役者不足ではございますけれども、私の方から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、基本指針につきまして説明をいたします。

基本指針は大きく分けまして動向編、需給見通し編、国の方針編という 3 つに分かれていますところでございます。これは昨年同様でございます。

動向編につきましては、昨年同様、中長期な米の需給動向、直近の米の需給動向、米の輸入等に関する動向という 3 部作になっております。

作成に当たりましては、中長期な米の需給動向につきましては、昨年 8 月に策定した基本指針から基本的にはデータの更新を中心に改定を行っております。

ただ、それだけではなく、昨年における御指摘を踏まえまして、世帯の構成に着目した分析、食の外部化の進展を意識したデータの収集・分析に努めているところでございます。

それから、本年 4 月から食糧法が施行されておりますので、それに基づく流通改革の具体的な内容につきましても記述をいたしているところでございます。

直近の米の需給動向につきましては、基本的にはデータの更新が中心ではございますが、平成 15 年産米が不作であるという特異的な事象がございますので、それを踏まえた消費者の米の購入動向がどうなったのかというのが注目されているところでございます。そう

いった点につきましても記述いたしているところでございます。

それでは、中身に入らせていただきたいと思います。部会長から先ほど簡潔かつ明瞭に説明をということでございますので、ポイントを絞って、かいつまんで動向編につきましては説明をさせていただきたいと存じます。

1 ページから動向編は始まります。米の消費に関する動向ということで、御案内のとおり、米の消費量が一貫して減少しているということが1 ページに書いてございます。

2 ページから3 ページにかけては、供給熱量の構成の推移ということで、副食的食料と主食的食料の地位が図 - 1 - 2 でございますけれども、このように変化しているということ。

それから、主食的食料の中で、パン、めん類の占める比率と米の占める割合というのが相対的に大きく変わっているというのが図 - 1 - 5 にかいてあるところでございます。もう御案内のとおりだと思います。

それから、4 ページが社会構造の変化ということで、ことし少し変えて記述しているところでございます。4 ページの左上の囲みのところに幾つか書いてございますけれども、ポイントとして、高齢者比率の増加、核家族世帯、単独世帯、共稼ぎ世帯の増加、それから世代交代の進展というところがキ - ワードになろうかと思えます。

5 ページのところエネルギーの消費量につきまして記述をさせていただいております。エネルギーの消費量が70 歳以降で大きく減少しているというのが図 - 1 - 7 の上の方で見てとれるのではないかと思います。それを米の消費量に置きかえますと、同じような傾向で、70 歳以降というのが大きく消費量を減退させているということがうかがわれるところでございます。これが高齢化ということに伴う米消費量の変化というものでございます。

ページをさらにめくっていただきまして6 ページにつきましては、世帯構成の変化とそれに伴う米消費につきまして6 ページ、7 ページで記述をさせていただいております。世帯構成の変化では、核家族世帯や単独世帯が増加しているということでございます。特に単独世帯の増加が著しくなっておりまして、その中でも高齢者単独世帯の大幅な増加というのが今後続くであろうという傾向が見てとれるところでございます。この高齢者単独世帯の増加の要因といたしましては、高齢人口の急激な増加に加えまして、子供世帯と同居しない傾向というのが強まっているのではないかと、離婚率の上昇や配偶者との死別ということも考えられるのではないかとということでございます。

7ページでございますけれども、このように核家族世帯、単独世帯が増加する中で、世帯が細分化されるということがあるわけでございます。そうしますと、これまで以上に世代間の嗜好の違いというのが食生活に反映されてくるのではないかとということで、世代間の食生活というのはどのようになっているかというのを示したものが図 - 1 - 10 でございます。若い世帯ほど御飯食の回数が減っているというのは御案内のとおりだと思いますけれども、そういった違いというのが世代の細分化の進行によりましてこれまで以上に顕著にあらわれてくるのではないかとということでございます。特に19歳以下ですと、親と同居しておりますのでそんなに御飯食というのは少ないわけではないわけでございますけれども、それが20歳~29歳になるとがたっと減るといところでその傾向というのがわかるのではないかと考えているところでございます。

ページをめくっていただきまして、次に共稼ぎ世帯の増加傾向と米消費に与える影響を8ページに記述しております。共稼ぎ世帯が増加しておりますけれども、図 - 1 - 12 にありますように、共稼ぎであるからといって家事を平等に分担しているわけではないというのが見てとれるかと思えます。そうしますと、どうしても食事の準備において省時間、省労力というものを求める傾向が強くなるのではないかと。そうしますと、お米の消費量を減少させるという結果になるのではないかとということが8ページで記述しております。

それから、9ページ、世代交代の進展につきまして御紹介しております。世帯主の年齢階層の若い方がお米の購入比率が少ないというのは御案内のとおりでございます。平成5年から15年にかけて見ますと、図 - 1 - 13 でございますけれども、いずれの階層でも購入数量が減少しております。ただ60歳以上層に比べまして若い年齢層での減少率が高くなっているということがうかがわれます。

これを下の参考でございますけれども、同一世代の10年間の米購入数量の変化というふうに表示を並べかえて見ますと、各世代とも大きな変化はないということが見てとれます。年をとるとお米を食べたくなるというような傾向もあるのではないかと御意見もあるかと思えますけれども、この表で見る限り、1度形成された食習慣、購入スタイルというのは、年をとるに従ってそんなに大きく変わるものではないのではないかとことを示しているものでございます。

以上、見てきたような人口構成の変化、世帯構成の変化、世代交代の進展という社会構造の変化のもとで、今後米の消費が大きく上向くということは考えにくくなっているというのがこれまでの結論でございます。

10 ページ以降、消費者の志向の変化ということで簡便化志向の強まり、これは図 - 1 - 14 で食べさせたい朝食と実際につくっている朝食にギャップがあるということ。その違いにつきまして、時間がないとか、調理が面倒だというようなことがかなり大きな要因になっているということが 10 ページに書いてございます。

それから、11 ページは米に対する消費者ニーズということで、年代間でかなりの程度の違いが見られるということ、例えば若年層では価格重視、高齢層では産地品種重視ではないかということも 11 ページでは記述をいたしているところでございます。

ページをめくっていただきまして、入手した米の態様別の内訳でございます。単品米が大半を占める傾向が強いということは御案内のとおりでございますけれども、近年ブレンド米の占める比率が増加傾向にあるというのが図 - 1 - 16 でございます。特に平成 15 年度には単品米価格が上昇した影響が出ているのではないかとということで、単品米からブレンド米への切りかえがさらに進んでいるのではないかとこの傾向が見てとれるところでございます。

それから、単品米の中でも無洗米等の付加価値がついている米について増加傾向にあるということでございます。

単品米が高い背景といたしまして、銘柄志向ということで、消費者が入手したお米につきまして、「コシヒカリ」「あきたこまち」「ヒノヒカリ」「ひとめぼれ」の上位 4 品種で 8 割近くを占めているというのが図 - 1 - 17 でございます。

13 ページにつきましては、付加価値米の内訳ということで、無洗米につきましては簡便化志向の強まりから、発芽玄米につきましては健康志向の強まりからそれぞれ比率が高まっていることがうかがわれるということでございます。

ページをめくっていただきまして、15 ページ、外食事業者等のニーズにつきまして説明をいたしております。外食事業者の米を仕入れる際の判断基準といたしまして、「品質・食味がよい又は安定」という回答が一番多くなっているということでございます。

それから、ページをめくっていただきまして、外食事業者が仕入れている米の態様別でございますが、ブレンド米を仕入れている業者の割合が高いということが 1 つ特徴にあるうかと思えます。

それから、さらに仕入れている米の品種別の内訳につきまして、ブレンド米を仕入れているといっても「コシヒカリ」主体というのがかなり多い。単品米を仕入れている事業者につきましては同様に「コシヒカリ」が多いというようなことで、消費者ニーズの高い銘柄

柄米が中心になっているのではないかとございます。

17 ページからは米消費の外部化の進展につきまして説明いたしております。食の外部化が進展する中で、米の消費の外部化も進展しているというのが 17 ページの記述でございます。

ページをめくっていただきまして、こういった消費傾向にあるかということでございます。外食が増加傾向にあったのが横ばいに転じる一方で、コンビニ弁当やおにぎり等の米飯を使用した調理というものが増加率を鈍化させながらも依然として増加している傾向にあるというのが 18 ページでございます。

19 ページは、米消費が外部化した要因につきまして、大きいものとして調理をしたり、食事の後片づけをする手間が省けるという、簡便化、省力化というような要因と、図 1 - 25 の 3 つ目でございますが、ふだんの家庭の味とは違うものが味わえるというようなまた違った要因、食事を楽しみたいという志向も外部化の要因となっているというのが 19 ページの結論でございます。

20 ページにつきましては、世帯類型別に見た飲食費の構成ということで、単独世帯と 2 人以上世帯の比較、下の方では共稼ぎ世帯と専業主婦世帯の比較ということで、それぞれ米、主食的調理食品、外食というものを並べております。米の占める割合が単独世帯、あるいは共稼ぎ世帯ではそうでない場合に比べて低いということが見てとれるのではないかとございます。近年特に増加が著しい高齢者単独世帯についても同じような傾向があるというのが上の方の表の右側で見てとれるということでございます。

21 ページにつきましては、外食の回数でございます。20 歳から 29 歳層では外食の回数が最も多いわけでございます。その中で御飯食の外食の回数が最も多くなっているということ。60 歳以上層ではそれぞれの回数は最も低いのですが、このことから世代交代が進むことによって御飯食の外部化というのも加速していくのではないかとございます。

それから、ページをめくっていただきまして、22 ページは少し毛色が変わりまして、高齢者の外食・中食に対する要望というものをアンケート調査したものでございます。低価格志向よりは、本物志向、健康志向というものが強いというのが高齢者の外食・中食に対する要望として示されているところでございます。消費拡大に向けた取り組みではこういったニーズに的確に対応していくということが必要ではないかとございます。

23 ページは米の用途別需要の動向ということで、23 ページが外食等における米の使用

量でございます。米の総消費量が一貫して減少する中で、外食用に使用されている米というのが安定的に推移しているというのが 23 ページでございます。

それから、24 ページは米の加工品における使用量ということで、清酒用の減少というのが大きいというのが特徴でございます。

それから、食の外部化に対応した加工米飯への需要というものは中長期的には増加傾向にあるということで、米加工品における米の使用量につきましているいろいろな変化が生じているということでございます。

25 ページ以降、酒類、26 ページにつきましては加工米飯、27 ページはその他米加工食品につきまして記述をしております。特に 27 ページでは米穀粉につきまして、平成 11 年の「だんご 3 兄弟」ブームで一時的に上新粉の使用量が増加しましたが、その後、徐々に減少しているというものでございます。

それから、28 ページは米加工食品の輸入動向ということで、弁当類のアメリカからの輸入が急増しているようなことも書いてございます。

29 ページは米加工品の開発状況ということで、米粉をパンの原料に利用するといった取り組み、それから米を原料とした生分解性プラスチックなどのバイオマス利用の分野というのも今後の普及拡大が期待される分野であるということが 29 ページに書かれてございます。

それから、ページを飛んでいただきまして、32 ページはもち米につきまして需要量を書いてございます。もち米の需要につきましては、米粉調製品を含めて近年大体 40 万程度で推移しております。ただ、その中でもなるべく原材料費を抑えようということで、米粉調製品、もち米粉の輸入が増加をしているということ。それから製品輸入も行われるようになってきているというのが特徴ではないかということでございます。

それから、33 ページからは消費拡大に向けた取り組みということで、33 ページは御飯食に対する認識。これは去年も同じようなことを書いてございますけれども、生活習慣病の予防・改善を行うために御飯を食べないようにしている、ダイエットのために御飯を食べないようにしているという、間違っているのではないかとと思われるような認識もございまして、そういった御飯食の健康性、有効性等についての正しい知識を広めて、御飯食がこれ以上減少しないような取り組みを行っていく必要があるということを指摘しております。

34 ページは学校給食でございます。週平均 2.9 回というのが現状でございます。ただ、

大都市を抱える都道府県の週平均実施回数は依然として低位にとどまっているというのが特徴でございます。表 - 1 - 3 にそれぞれ都道府県別にどのような平均回数になっているかというのが書いてございます。

35 ページはこの4月からの「小倉智昭・柴田理恵のいまどき！ごはん」の全国放送を開始したというようなことなど消費拡大に向けたさまざまな取り組みについて記述をしております。

37 ページからは米の生産に関する動向でございます。水田面積の耕作放棄や転用による壊廃によって減っているということ。それから、消費量が減っているということ。その一方で収量が着実に増加しているというようなことで、生産と消費のギャップが拡大しているという、まさに御案内のとおりでございます。

38 ページは、水稻の作付に関する動向ということで、「コシヒカリ」が安定的に推移しているということ。それから「ひとめぼれ」「ヒノヒカリ」「あきたこまち」はこれまで大幅な増加傾向がございましたけれども、近年横ばい傾向にあるということ。それから、16年産の作付面積としてこれら4品種とも若干の増加が見込まれるということでございます。

それから、39 ページにつきましては、特徴的な動きということで、北海道の「ななつぼし」、それから「こしいぶき」の動き、「いわてっこ」の動き、それぞれ作付が拡大しているというような動きが出ております。「ななつぼし」につきましては「きらら」より耐冷性がすぐれているというような特徴があるというようなことをコラムに書かせていただいております。

40 ページは、品種ということではなくて、新形質米や既存品種の耐病性を高めた品種など、また違ったお米の取り組みというものを記載させていただいております。低アミノ酸米、巨大胚米、特定の病気に強い性質だけを取り入れた品種の栽培というものが伸びているというようなことを書かせていただいております。

41 ページからは、米の生産動向に関する状況でございます。御案内のとおり、農家戸数、水田作農家の経営構造につきまして書いてございます。近年の特徴的なこととして、農家戸数の増減分岐点が3ヘクタールから5ヘクタールへと上がっているということが特徴であるということが41 ページでございます。41 ページはまさに御案内のいつもの図でございます。稲作につきまして主業農家の占める比率が低いということ。43 ページ、所得につきましても水田作農家につきましては農業所得が低いということを書いてございます。

それから、44 ページは、高齢化の進展と後継者の確保につきまして、高齢化が著しいということ、昭和一けた世代が70 から78 歳になって、リタイアの時期を迎えているということ、農業後継者を確保できていな農家割合が急増していること、このため農地の引き受け手である担い手の確保が課題になっているということが44 から45 にかけて記載させていただいております。

46 ページは、下の方でございます。こういった状況で米政策改革においては、地域における水田農業の担い手の明確化ということを重視している。水田ビジョンにおきましてそういったことを書いていただくという取り組みをしているところでございます。

47 ページからは米の需給に関する動向につきまして記述させていただいております。

旧計画流通米の集荷量につきましては、生産量が減ったことに伴いまして、集荷実績も減っております。一方で、旧計画外流通米の集荷量につきましては、そんなに減っていないといえますか、微増でございます。このため、生産に占めるシェアが41%に増加しているということが47 ページに書いてございます。

飛ばしていただきまして、49 ページは政府米の買い入れ・販売の動向ということで、9 年産の買い入れまで買い入れ数量が販売数量を大きく上回って推移したということで、在庫が大きく積み上がっております。10 年産からは備蓄運営ルールを導入いたしまして、買い入れ数量は販売数量を上回らないようにしているところでございます。

それから、50 ページ、在庫の状況でございます。平成16 年6 月末現在の在庫量は267 万トンでございます。政府備蓄米は60 万トンであるということで、15 年の不作におきまして、こういった状況に現在なっているということでございます。

51 ページは政府在庫のこれまでの動きでございます。備蓄量がずっと高水準で推移してきた。それから、買い入れから売り渡しまでの期間について長期化してきたことが書いてございます。

52 ページからは価格動向でございます。旧自主流通米の入札価格の動向、14 年産米までは下落傾向でございますが、15 年産米につきましては大幅に上昇して、平均で3 割上昇したということでございます。

53 ページは銘柄別の動向でございます。新潟の「コシヒカリ」につきましては、JAS 法の強化などで平均と比べると価格差が広がっているといったことが書いてございます。

54 ページは、それぞれ各品種につきまして、これまで相対的に安定した地位というものにありましたそれぞれ「ひとめ」「あきたこまち」「きらら」「コシヒカリ」といった銘

柄でございますけれども、近年につきまして取引の多様化が進んだことに伴いまして、相対的な地位に変化が生じやすい状況になってきているのではないかとというのが 54 ページの特徴でございます。

55 ページは卸・小売価格の動向で、下落傾向が 15 年産については大幅に上昇したということが書いてございます。

それから、56 ページは消費者がこういったところからお米を買うかによって価格帯に大きな違いがあるということでございます。

57 ページは用途別に見た米の価格水準ということで、もち米について同じように下落傾向が大幅に上昇したということが書いてございます。

58 ページはくず米でございますが、くず米は近年下落傾向が続いたというよりは、大きな変動もなく、横ばいで推移していたわけですが、これも同じように 15 年産米につきましては価格が上昇したということが書かれてございます。

それから、59 ページは外食事業者の米の仕入れでございます。業態によって価格水準や価格幅に違いがあるということでございます。それぞれ事業者の求めるニーズに応じて多様な価格帯というものに需要が形成されているということでございます。

60 ページ、米の流通に関する動向ということで、この 4 月から食糧法が改正されました。これまでの計画流通米、計画外流通米という区別がなくなりまして、備蓄用に売買される政府米とそれ以外の民間流通米と称しておりますけれども、そういった区分のみになっているということが書いてございます。

61 ページは、全国食糧信用協会を母体として米穀安定供給確保支援機構 米穀機構を設立したということ。それから、自主流通米価格形成センターにつきまして全国米穀取引・価格形成センターに改称するといったことをしているということが 61 ページでございます。

それから、62 ページは米の流通構造の変化ということで、これまでの登録制が廃止されまして、届け出制になったわけですが、その届け出事業者の数が 62 ページでございます。

それから、63 ページは小売店における業態別の推移でございます。スーパーやコンビニが増加する一方で、いわゆる米屋さんの店舗の減少が著しいということでございます。

それから、65 ページは流通ルートが多様化ということでございます。計画外流通米につきまして、当初の制度発足の予想に比べてふえているということ。それから、農協が計

画外流通米を取り扱うということが増加傾向で推移しているということが特徴ではないかかということでございます。

ページをめくっていただきまして、66 ページが米の検査に関する動向でございます。国の検査は 17 年度までに完了ということで、民間検査がふえているということ。それから、計画外流通米についても受検数量がえているということが得徴でございます。

67 ページは、安心・安全の確保に向けた取り組みということで、米の検査に関連いたしまして、16 産米から産地段階での DNA モニタリングというものを実施しているということが 67 ページの下の方に書いてございます。

69 ページはトレーサビリティシステムでございます。データベースの構築などの支援を行うことにしておりますけれども、それが 15 年度末に稼働開始しているということでございます。

ページをめくっていただきまして、70 ページから直近の米の受給動向でございます。15 年産の不作に対応しまして、平成 5 年産の不作で米の消費量ががたと落ち込んだということに比べて、15 年産もそうなるのではないかということが心配されたわけでございますけれども、現在のところ、消費量の数値では減少傾向の強まりというはなかったのではないかという評価でございます。対前年度比で 0.9% の減少ということで、前年度と同水準の減少率であったというのが 70 ページでございます。

家計の購入量の変化につきましては 71 ページでございます。これも対前年度比で 1.1% の減少ということで、それほど大きく減少を見ているわけではないということが見てとれるのではないかとございます。

72 ページがこういったことの総括でございますけれども、購入数量、消費量についての大きな変化というのはこれまでのところは見られないわけでございますけれども、中身を変えているということがうかがわれるというのが 72 ページでございます。6 割の消費者が従来とは異なる米の購入の仕方をしているということでございます。安価に単品銘柄に切りかえたり、安価なブレンド米に切りかえた消費者がかなりいるということが見てとれるのではないかとございます。

これに対しまして、米にかえて、他の食品の購入機会をふやした消費者の割合というのが 6 % にとどまっているということで、米から他品目へ需要がシフトするというよりは、米の銘柄や態様間での需要のシフトというのが平成 15 年についてはうかがわれるのではないかとございます。

73 ページは外食でございます。牛丼店を含む和風のファストフードの売上高が大きく下回って推移しているということも御案内のとおりでございます。米国産牛肉の輸入停止に伴った影響ではないかということが考えられるところでございます。

その売り上げをどこが吸収しているかということでございますけれども、持ち帰り米飯や回転ずしといった米系の売り上げというのは前年に比べて増加傾向にございます。

ただ、一方で、ラーメン店などのめん類のファストフードというのが著しく増加しております。牛丼の売り上げについてはラーメン店がかなり食っているということではないかということでございます。

それから、75 ページは米の生産に関する直近の動向でございます。特定品目への集中というものが引き続き見られるということ。

それから、75 ページの下の方でございますが、16 年産の水稻のうるち米の作付面積につきましては、生産目標数量の増加などから前年に比べて若干増加することが見込まれております。これは表 - 2 - 1 の一番下の合計の欄に書いてございます。

ページをめくっていただきまして、76 ページが品質状況でございます。低温や日照不足によりまして品質が悪くなるのではないかとということが心配されたわけでございますけれども、全体としては 1 等米比率は 3.3 ポイント高くなっているということでございます。ただ、東北の太平洋側につきましては、低温や日照不足の影響を著しく受けたということでございます。

77 ページは地域における需要に応じた米づくりの取り組みということで、下の方に特徴的な地域水田ビジョンの事例というのを農林水産省のホームページで幅広く紹介しているといったことが書いてございます。

それから、79 ページ、米の需給に関する直近の動向ということで、民間流通米の集荷状況、先ほども申しましたが、旧自主流通米につきましては前年同期を 100 万トン強下回っているということでございます。

80 ページにつきましては、月別の出回り数量につきまして分析をしております。昨年の 11 月に入札価格が高騰したことを受けて、入札価格が相対取引に反映される 12 月までに高騰前の価格で米を確保しようという駆け込み需要があったのではないかとというのが分析でございます。

旧計画外流通米につきましては相対的に昨年と同水準の出回り数量を維持していたということが - 3 - 2 に書いてございます。

それから、81 ページは販売進捗がおくれているということでございます。旧自主流通米につきましては、契約はおおむね完了しておりますけれども、販売進捗が下回って販売が少しおくれぎみであるということが81 ページに書いてございます。

83 ページ、民間検査米の検査状況。15 年産米につきましては、前年産米の8割程度にとどまったということが書いてございます。これは計画流通米の集荷が少なかったというようなことが影響しているのではないかと考えられるところでございます。

84 ページからは政府米の買い入れ・販売の状況でございます。

政府の買い入れにつきましては、15 年産米につきまして、備蓄の円滑な運営に資する観点から10万トンと設定しておりますけれども、現在のところ、5.9千トンにとどまっているということでございます。

販売状況につきましては85 ページに書いてございます。昨年、御案内のとおり、8月中旬から不作ということを受けまして、14 年産米の販売を開始しております。このため、その後も政府米の販売数量が増加して、このために15 年7月から16 年6月までの販売実績につきましては105.5万トン、対前年実績を92.2万トン上回って推移したということでございます。

86 ページはその中でも産地別ということで、北海道と青森の販売比率が低くなっているというのか特徴でございます。

87 ページは在庫の状況ということで、先ほども申しました6月末現在の在庫は267万トンということが書いてございます。うち、政府米につきましては60万トンでございます。

88 ページは、この政府米の状況につきまして、在庫量の多い産地品種銘柄がいずれの年産とも北海道、青森産が占めているということ。それから、年産が新しい12年から14年産というのはもう既に全量が販売済みになっているということで、現在のところ、9年産から11年産というのが主体になっているということが88 ページに書いてございます。

89 ページは、流通在庫の状況ということで、6月末現在の旧登録卸売業者の在庫が57万トンということで、対前年同月に比べて22万トン増加している状況にあるということでございます。

90 ページは価格動向でございます。入札価格の動向につきましては、一時期5割程度高くなりましたけれども、最近では落ちついて、おおむね1割程度上昇、高い水準というところに戻っているということでございます。

主な産地銘柄につきましては、92 ページでございます。特徴的な動きとして下の方に九州の「ヒノヒカリ」勢につきまして、価格の下落が相対的に小さくなっております。そのために東北産の銘柄との価格差がなくなっているという、そういった特徴が現在あらわれているところでございます。

93 ページは、政府米の入札動向でございます。政府米の販売につきましては、この4月から入札による販売になっております。入札につきましては、昨年の秋から暮れにかけての強い引き合いというのは沈静化して、現在毎月1万トンから1.5万トン程度の販売でございます。これは近年の販売量とほぼ同様の水準でございます。ただ、その中でも売れている銘柄と売れていない銘柄というのがはっきり分かれるというのが特徴でございます。

94 ページは、卸・小売価格の動向でございます。94 ページは卸でございます。高騰が最近では落ちついて、対前年同期1割から2割高い水準に戻っているということでございます。小売価格につきましても2割程度高い水準に戻っているというのが95 ページでございます。

96 ページにこの動きの特徴につきまして記述をしております。入札価格の上昇率というものが卸売価格の上昇率を上回って推移をした。それから、卸売価格の上昇率が小売価格の上昇率を上回って推移したというのが15年産米の傾向でございます。このことから便乗値上げというような動きはなく、むしろ消費者の価格に対する選好というのが厳しくて、仕入れ価格の上昇というのが販売価格の上昇販売価格に転嫁するということが難しいというようなことがうかがわれるというのが15年産米の特徴ではないかということでございます。

97 ページは用途別の価格の動向ということで、旧自主流通米のもち米の集荷がうまく進まなかったということが書かれてございます。

それから、99 ページは米の流通に関する特徴的な動きということでございます。ブレンド米の取り組みが広がっているということでございます。ブレンド米の取り組みが広がっている中で、価格動向を見ますと、単品米と同様に値上がりしました。ただ、上昇率は単品米の方が高く、ブレンド米の方はそんなに上がらなかったというのが価格の上昇局面の特徴でございます。これが下落局面では逆転いたしまして、ブレンド米の方はそんなに値が下がらない。単品米の方が大きく値が落ちるというようなことで、ブレンド米と単品の価格差は下落局面では縮まるというのが傾向でございました。

この結果、消費者が単品米に戻っていったのかということが99 ページの下の方に書い

てございますけれども、そういうことではなくて、4月以降もブレンド米の業者数、アイテム数が増加傾向にございますので、ブレンド米に対する消費者のニーズが定着しつつあるのではないかということを書かせていただいております。

それから、101ページは外食事業者の取り組みということで、こちらも同様に仕入れ価格の上昇を販売価格に転嫁するのが難しかったというのが上の方に書いてございます。下の方は、したがいまして、ブレンド米であればブレンドの構成を変更したり、単品米からブレンド米に変更したりということで、仕入れ価格の高騰を抑制するための取り組みが外食事業者にあったのではないかと書いてございます。

それから、102ページから米の輸入に関する動向ということでございます。輸入・管理制度につきましては、枠外税率を支払えば輸入できるということになっているわけでございますけれども、103ページの上の囲みにございますように、15年度で枠外税率を支払って輸入された米というのは217トンという状況にあるということが書いてございます。

105ページには、ミニマム・アクセス米の販売状況につきまして、右の方の図にございますけれども、主食用58万トン、加工用199万トン、援助用160万トン、平成7年の4月から16年の3月までの合計の数字でございますけれども、整理いたしております。この結果、現在の在庫といたしまして161万トンがあるということでございます。

106ページにつきましては、主食用に回ったお米、これはウルグアイ・ラウンドの農業合意の実施に伴う閣議了解というのがございます。下の方に書いてございますが、米のミニマム・アクセス導入によって転作の強化を行わないというのが閣議了解でございます。ミニマム・アクセス米で主食用に回った58万トン、これを上回る数量の国産米を援助に回すということで、この閣議了解を履行しているということを106ページに書かせていただいております。

107ページから米をめぐる国際情勢ということで、生産が増加しているということが107ページ、108ページは消費も増加傾向にある。したがって、期末在庫が徐々に減っているというようなことが書いてございます。

109ページからはWTOの農業交渉の状況ということでございます。こちらにつきましては刻一刻と動いているところでございます。

それから、ページをめくっていただきまして111ページ、国内産米の輸出ということでございます。米を輸出するということに力を入れてございます。近年中国を中心とした東アジア地域におきまして日本食の普及・定着というのが見られるために、こういったとこ

るに対する国内産米の輸出拡大の可能性が高まっているのではないかとということで、輸出の拡大の取り組みに力を入れていきたいということでございます。

以上が動向編でございます。

引き続きまして、需給見通し編につきまして説明いたします。115 ページでございます。

需給見通し編でございますが、昨年はこの7月の需給見通し編で、全国の生産目標数量につきましても御議論をいただいたところでございます。これはこの7月の段階で対策の予算の水準を決めないといけないという特殊事情がございまして、全国の生産目標数量も御議論いただき、838 万トンという数字を置かせていただいたところでございます。

ところが、秋に不作が判明した結果、857 万トンということで修正をするということになったわけでございます。

ことしにつきましては、予算を決めるというような手続も要りませんし、また、作況に依じて11月の指針で見直すということであれば、現場に混乱を招くということでございますので、今回の需給見通し編につきましては、生産目標数量は書かずに、需要見通しと需給見通しだけにしてはどうかということで考えているところでございます。

それから、平成15年産米の需要実績でございます。115 ページに需要実績のとり方が書いてございます。御案内のとおり、昨年から新米の出回る前の6月末在庫を起点とした需要実績の算出をとっております。民間流通米の需要実績というのは政府米以外の米穀の生産量と在庫数量の増減をもとに算出するということをしております。御案内のとおりでございます。昨年と比べて在庫の調査対象者がふえて、より精度の高いものになっているというのが1つ特徴としてございます。

116 ページをめくっていただきたいのですが、全国ベースでの需要実績ということで、今申しました手法によって算出した平成15年産米の需要実績、これは速報値でございますけれども、862.8 万トンという需要実績が出ております。都道府県産米の需要実績が117 ページに書いてございます。それぞれこういった数字になっております。15 年産米が不作でありました北海道や東北の太平洋側地域につきましては、需要が減っているという特徴がございます。

その結果、政府備蓄米の販売数量が増加いたしましたので、この需要実績の中には古米の需要実績というのがかなり含まれているという様相がございますので、今後、都道府県産米の需要見通しの算定を行う際にはこの点を十分留意する必要があるのではないかとということでございます。

それから、ページをめくっていただきまして、それでは全国ベースの需要見通しがどうなるかというのが118ページでございます。需要実績を平成3年産から15年まで並べて需要見通しを算出するわけでございます。昨年につきましては、平成3年産米から2年移動平均の平均減少量を使って算出したわけでございます。これを同じように今年度につきましても当てはめてみますと、平成16年産米の需要の見通しが平成15年産米の需要実績を上回るという結果になってございます。

昨年の議論の中で、手法につきましては、まだ確立していないということもあり、それから数字の精度も高まってくるということもありまして、去年は2年移動平均で行いましたけれども、それを固定するのではなく、2年移動平均でいいのかどうかを含めて、来年度またその手法について検討しましょうということになっていたかと思えます。2年移動平均で数字を出してみますと、やや実態と乖離しているのではないかというような数字になるわけでございます。昨年、2年移動平均のほかに回帰式でやるやり方、それから直近1年の需要実績をもとに直近年の消費量の増減率を乗じる手法、それから直近1年間の需要実績に年間の需要量減少量を減じて算出する手法もとったわけでございますので、去年やったほかの3方法で算出するとどうなるかというのを119ページから書いてございます。

まず回帰式を用いますと、それぞれ17万9000トン、大体18万トンぐらいの減少になるわけでございます。そうしますと、最近消費量の減少率自体が縮減しているという傾向がございますので、それが反映されずに、減少幅が大きく出過ぎるというようなことになるのではないかというのがこの手法でございます。

ページをめくっていただきまして、直近1年間の需要実績をもとにした2つの手法について書いてございますけれども、この両方につきましても直近1年間というのが不作年の平成15年産米の需要実績をベースとしておりますので、少し需要見通しとして使うには発射台が特異年であるのではないかというデメリットがこの2つの手法ともにございます。

以上のように昨年使いました4つの手法のいずれもどうも実態と乖離しているのではないかという印象を受ける結果となったわけでございます。

そこで、この4つの手法のどれかで少しバリエーションを変えてみて求めてみてはどうかということを試みたのが121ページでございます。それぞれ平成15年産米を発射台にする2つの手法というのは取り除きまして、回帰式でやるものと2年移動平均で求めるもの、この2つにつきまして平成3年産米ということではなくて、最近の需要の動向というものが大体同じような傾向にある食糧法が施行した8年産米以降というものでとってみて

はどうかということをやってみたのが右側の表でございます。上の方が2年移動平均、下の方が回帰式でございます。2年移動平均の場合は平成3年からやった場合と同様といたしますが、それよりもさらに平成15年に比べて16年産の需要がふえてしまいまして、実態とちょっと乖離をしているのではないという結果になったわけでございます。

回帰式につきましては、平成3年産米からとった場合というのは傾きが大きくなって、今の需要の減少率の縮減傾向とちょっとそぐわないような結果になったわけでございますけれども、大体最近の需要実績、需要の減と同じような傾向にあると見られる平成8年産米から回帰式でとってみると、大体最近の需要の減少というものの傾向をあらわしているのではないかと、そういった結果に回帰式の方ではなるわけでございます。

したがいまして、事務局の今現在の案として、この回帰式を使った手法で平成16年産米から17年産米の速報値の需要見通しというのを859万トン、851万トン、それぞれに設定してはどうかということを考えているところでございます。

以上が全国の需要見通しでございます。この手法でいいかどうか御議論をいただければと考えております。

それから、122ページは都道府県産米の需要見通しでございます。これは昨年におきまして11月の指針で決定しておりますので、昨年と同様にいたしたいということでございます。

123ページは需給見通しということで、今申しました需要見通しをもとに需給のフレームをつくってみるとこのようになるというものでございます。16年6月末の在庫が267万トン、うち政府米が60万トンというのを出発点として、平成16年産米の生産量が昨年の生産目標数量857万トンが平年作であった場合、857万トンになりますので、これを置く。そうしますと、供給量が出るわけでございます。需要量を859万トンと見ますので、17年6月末の在庫が265万トンになるということでございます。

政府米につきましては、40万トンの買い入れをして、20万トン利用しますので、60万トンの在庫が80万トンになるということでございます。

それから、124ページは生産目標数量でございます。全国の実産目標数量につきましては都道府県の生産目標数量につきましても11月の基本指針で決定いたしたいということ。それから、不作の影響など留意すべき点があるということが書いてございます。

それから、昨年都道府県別の生産目標数量を議論させていただくに当たりまして、都道府県からのヒアリングというのを実施いたしました。本年につきましても都道府県からの

ヒアリングを実施して、その結果を報告させていただき、御議論の参考にしていただければと考えております。

以上が需給見通し編でございます。

最後、国の方針編でございます。こちらは米政策改革推進の状況につきまして整理をいたしております。

127 ページ、わっと書いてございますが、生産調整方針につきまして、右の方の真ん中辺でございますけれども、6月30日現在で1885の生産調整方針ができているということ。

128 ページをめくっていただきますと、上の方に産地づくり対策ということで書いてございますが、2490の地域水田農業ビジョンが策定されているといったことが書いてございます。

それから、130 ページからは米の安定供給に向けた取り組みということで、備蓄の現状、備蓄の運営方針ということ、それから131ページの は米穀の輸入数量、種類別数量に関する事項ということで輸入方針、輸入数量につきまして書いてございます。

それから、備蓄の運営の基本方針の中で入札方式を基本とする仕組みとするということを書いてございます。販売につきましては既に実施をしておりますけれども、買い入れにつきましても入札で実施をしていくということになっております。この入札につきましてどういった入札をするかというのを資料2ということで別に用意させていただいております。簡単にあわせて説明させていただきますと、大体ポイントは3つぐらいでございます。

1つは、入札の対象とする銘柄でございます。どういった銘柄を買うかということでございますが、1の入札対象銘柄のところに書いてございます。(1)でございます。県間流通をしていて、知名度の高いセンターの基本取引上場銘柄を基本とするという考えでございます。ただ、一部数量につきましては、銘柄を問わない入札方式を行うということも考えております。

それから、ポイントの2つ目は入札の参加者でございます。2の(1)でございますけれども、当年産の取扱見込み数量が500トン以上あるというのを参加資格として考えております。

それから、ポイントの3つ目は、4の入札単位でございますけれども、センターの上場銘柄につきましては産地品種銘柄ごとに入札をしようということ。それ以外の入札につきましては、銘柄を問わない入札にしようということを考えております。

以上が買い入れの入札の説明でございます。

以上、長くなりましたけれども、基本指針につきましての御説明でございます。どうもありがとうございます。

八木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見等をいただきたいと思います。時間の関係がございますので、この資料一括して審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

竹内委員、どうぞ。

竹内委員 それでは、若干の感想を申し上げたいと思います。

全般的に、今回2回目でございますかね、非常によく需要の動きを分析しておられるという点では整理、勉強しておられるなど。マーケットリサーチから言えばまず需要の分析動向、将来をどう見るかということが生産サイドから見て一番大事なことから、そういう意味ではよく分析しておられるなと思いました。

ただ、9ページの最後のまとめのところでは、全体の消費の動きは急にふえることはないでしょうと書いてあるのですが、これは遠慮して書いておられる。ここにいろいろ分析しておられる消費を取り巻くいろいろな環境、事情というのは近い将来継続していくと思うんですね。いろんな要因が入っていますが、この要因のうち、今後近い将来基本的に基調が変わるだろうというふうに思われる大きな要素はどうもあまりない。生活実感や何かからしてですね。したがって、正直なところは微減傾向が続くというようなまとめではないかと思います。そういう御説明をしておられますから、政府の文章としては少し最後のところは遠慮して書いてあるという感じがしますが、直してほしいということを申し上げているわけではありません。

それから、89ページのところは、ここをどういうふうに評価するか教えていただきたいのですが、全体のこの半年間の価格ですね。入札価格、卸の価格、小売の価格、この3つの価格が不作のときにどう推移するかというのは非常に注目されたわけですが、この結果によると半年間全部平均すると入札価格の下落が一番大きくて、卸の下落が真ん中で、小売の下落が下落幅が小さいということになって……。

八木部会長 96ページですね。

竹内委員 そうです。

これは恐らくこういう順番だろうと思うんですね。上流から下流にかけてコスト構成が違いますから。ただ、直近の足元の対前年比では入札と卸が1割増ぐらいで、小売の方は

2割増ぐらいだというのは平均に対して川上と川下で半年間の価格の変化が時間的にずれて起きている結果、小売のところは、落ちついたとはいえ、入札や卸に比べてまだ2割アップぐらいの状態にある。したがって、これは時間の経過の問題かなど。そうでないとちょっとモラルハザード的なリスクが潜んでいないのかどうかということが消費者から見ると気になるところだろうと思われまので、その見方についてどういうふうに見ておられるかということをお伺いしたいと思います。

それから、88 ページのところは政府の備蓄米の在庫状況がございしますが、これは前から申し上げているような今までの経緯から9、10、11年産米という古い米が売れ残っている。ここに持っている在庫以外に実は売れないというので別途処分して、1000億ぐらいの財政負担で処分したものがこれ以外にあるわけですが。ことしの4月から入札を導入すると全体の改革が実行されていきますので、政府の在庫管理の全体の枠、目的というのは整理されたわけですが、年産米別の在庫管理のあり方は考え方をきちっとする。米は、だんだん劣化してきますから、他方で政府の各特別会計についての会計基準の見直しというのが全般的に行われておりますので、新しい商品在庫の会計のあり方というのは恐らく新しい方式に変わっているだろうと思えます。そうすると、新しい、例えば時価的な評価というのが基本になるかと思えますが、時価評価でもって在庫の評価を行うということになると、備蓄に伴うコストも管理経費と評価減、両方足したものが在庫管理に伴う、備蓄に伴うコストということになります。それは当然年産米別で違ってくるということになりますから、そういうコストの状況を踏まえて、通常の商品在庫の持ち方としては年産米別をどういうふうにしていくのが在庫管理のあり方からして一番適切であるかということがおのずとあると思えますね。そういう新しい会計基準を織り込んだ今後の年産米別の管理のあり方をこれからやっていただくということが必ず必要になるだろう。そうしますと、年によって米の変動、生産が大きく変わりますから、その辺は弾力的にやっていく必要がありますが、基本的なスキームとしてはこういう古いものを持っているということとは、恐らく通常はないということになるのではないかなと思っております。

それから、106 ページのところはMA米の非常に大きな量になっております。在庫が160万トンある。これは今すぐどうこうということは難しいと思えますが、これの中期的なあり方というのはいずれだんだん合理的に扱っていくにはどうしたらいいのかということをお研究していく必要がある。大変大きな数量ですから、そういうことになるのではないかと。ことし、足元、すぐどうこうというのはなかなか難しいかもかもしれませんが、中期

的にはそういう課題があるのではないかなと思っております。

八木部会長 ありがとうございます。

そのほかに。

奥村委員、どうぞ。

奥村委員 1つだけ質問といたしますか、確認したいのですが、きょうの部会については来年度のといえますか、需給見通しが851で適正なのかということが一番重要だと思えますが、それに加えて在庫というものが267万トンですか、この在庫というものの見きわめも正確でないと、この後、とれ秋の不良とか、いろいろあるでしょうけれども、来年の生産数量というものが決定しないと思います。その中のこの6月末の在庫の状況の中で、我々にとって、分類の仕方の中に生産者段階の在庫という項目が出ているのですが、こういう生産者段階の在庫というものをきちっと見きわめておかないと、今後生産数量を確定するにも大変重要なことだと思いますが、この58万トンの中身の根拠というのはどういう根拠なのか。それから、15年度まではその段階の在庫というのはどの分類に入っていたのかということをお聞きしたいと思います。

というのは、今後生産者段階の在庫量というのは、もしかしたら、その年によって変化すると思いますが、民間流通の在庫に匹敵するくらいの在庫を抱える可能性もあったり、その数字はすごく重要な数字だと思いますので、58万トンは正確な数字なのか、観測なのかということも含めてちょっとお聞きしたいと思います。

八木部会長 それでは、ただいまのお二方の質問に関して事務局の方からお願いします。

太田需給調整対策室長 まず竹内委員の1点目のモラルハザードが起きているのではないかと、どう見ているかということだろうと思います。

入札価格が1割程度の増に戻って、小売価格が1割から2割程度の増に戻っておりますので、便乗値上げ的なものが起きているのではないかとというようなことではなからうかと受けとめさせていただいたのですけれども、先ほど申しましたように、価格の上昇と下落の局面で見ますと、入札が上がっているときに小売がばーっと上がるということではないというような状況を見ますと、便乗値上げ的な、モラルハザード的な現象というのは起きていないのではないかと、そういった認識であります。

高橋食糧部長 竹内委員の2点目の御質問の政府在庫の関係でございます。88ページの表で年産と、それから産地品種銘柄でどういうものが今残っているかというのが出ているわけでございますけれども、御承知のように、9年産、あるいは10年産までの古い、

今残っているものについては、51 ページを見ていただければおわかりになりますように、6年産、7年産、8年産、9年産にかけて相当買い入れを行っていた経緯がございました。したがって、このボリュームがある程度残っていたのと、それからその後のところで、例えば12年産、あるいは13年産、14年産なども典型になるわけでございますけれども、ほとんど買い入れが行われていないということで、年産構成の関係はこの古いものが相当残っていたというのがまずあると思っております。一部もちろんえさ等に処理したものがございました。

今後、備蓄の運営をどうやっていくのか。1つは年産構成の問題でありますし、また在庫評価の問題だろと思うしております。在庫評価につきましても、今入札方式で實際上売り渡し価格というのは年産別にも、銘柄別にもわかるようになっております。ただし、在庫構成上、一番いいのは回転備蓄でございますので、適正な年産構成で、それが順次更新していくというのが理想的には多分一番いいのだろと思うわけでございますけれども、買い入れ数量が年によってちょっと違ってくると思っておりますので、その辺は今後よく念頭に置きながら、年産構成の適正化ということも頭に置きながら進めていきたいと思っております。

ただ、一方におきまして、例えばことしのように入札の際に銘柄を提示しているわけでございますけれども、やはり最新の方の銘柄からどうしても入れていったと。これは量も少なかったわけでございますけれども、そういうような状況もございますので、売買のときの売り方とか、そういったことも含めて今後留意していきたいと思っております。

あと、評価の問題につきましてはおっしゃられたとおり、特別会計等の見直し等ございます。ことしからこの入札方式に変えたということもございますので、中で検討させていただきたいと思っております。

それから、MA米の問題につきましても、確かに今一方におきまして国境措置等の問題も含めまして、市場アクセスの問題も含めまして、実はジュネーブ等でMAについても日本側の主張を言っているわけございまして、現段階で直ちにそちらの方の議論とは別に結論というのは難しいと思っておりますが、實際上、これだけの数量のものがございまして、今のところ、とりあえずきちんとしたいろいろな用途を含めて、新規用途を含めて売っていくという従来の方針もございまして、今後の対応というのはある時点できちりとしていく必要があるのではないかと考えております。

それから、奥村委員からございました産地段階の在庫の問題でございますけれども、こ

これは 115 ページのところ調査の対象というのがございます。その中に生産者段階の調査というのはどうしているかということでございまして、これは米穀の現在高等調査ということで、従来から、食糧庁時代からやっておった調査でございまして、これはかなり連続性があるものでございます。具体的なやり方については担当の方から御説明差し上げます。

石塚調整官 米の現在高等調査でございすけれども、稲の延べ作付面積が 10 アール以上の世帯を対象といたしまして、それを階層別に並べまして、全国で 8310 の標本をもちまして、そこからデータをとっております。8310 を引き延ばした形でもって全国ベースの在庫数量というものを推計しているということでございます。

奥村委員 8310 というのは無作為で抽出したという……。

石塚調整官 任意系統抽出法という手法でございす。

八木部会長 山田委員、どうぞ。

山田委員 今の在庫の見通しと申しますか、在庫状況と関連してお聞きしたいのですが、私の表の見間違いかもしれませんので教えてもらいたいんですが、50 ページに政府及び民間流通にかかわる 6 月末在庫の推移が書いてございますね。15 年産は 298 万トンから政府在庫の 163 万トンを引き算すると 135 万トンだと思うんですよね。民間在庫というのはね。16 年 6 月は、267 から 60 万トン政府在庫を引くわけですから、残っている民間在庫は 207 万トンですよね。これでいいんですよね。

そこで、116 ページに平成 15 年産米の需要実績を出すときに、民間流通米の需要実績で、この右側の表ですね、15 年 6 月末の在庫は 202 万トンになっているんですよね。それで、下の方の 16 年 6 月末在庫は 207 万トンなんです。16 年 6 月の 207 万トンは合っているんだけど、15 年 6 月は 135 万トンと 202 万トンの違いがあるんだけど、何が違っているんですか。

八木部会長 食糧部長。

高橋食糧部長 恐縮でございます。まずもう 1 度 115 ページの需要実績の算出方法というところの基本的な調査客体のところを見ていただきたいと思うんですけれども、新しく 16 年 6 月から、そこにございますように、政府プラス民間在庫については、生産段階と出荷段階と販売段階という形で押さえることにいたしました。販売段階の下の方の、115 ページの右側の 2 つは、過去との連続性がちょっとつきませんので、本年は比較対象外としているわけでございますけれども、一応この 3 つを対象としたわけでございます。

それで、実は 50 ページのところの過去の 15 年までの在庫の部分と 16 年との間に点線

が入っているのが、ここで実は調査の客体に差が生じているということでございます。何が変わっているかといいますと、15年までのところは政府在庫と全国出荷団体、これは全農等の自主流通法人、それから旧登録卸売業者という形になるわけでございます。これも旧登録卸売業者でございますので、販売業者すべてではないという形になります。ただ、一番大きいのは、16年の部分の生産段階、50ページの一番右のグラフの下から2つ目の生産段階の50、これが実は15年までのところにはのってきていない。したがって、今回115ページ、116ページで計算でするときには、この生産段階のものまで乗せ直して推計をし直したということでございます。

山田委員 多分そういことだろうということでお聞きしたんですけれど、そうすると、推計が入っているわけですよ。その推計がここで見ると202万トンと207万トンというのはそう数字は違わないように見えるんですよ。しかし、本当にそうかね。例えば作柄の状況はしっかり違うわけですよ。そういうことと価格の動向も違う。こういうことを考えてみて、本当にここが大丈夫なのかなと。こんなふうに思うわけです。

ですから、6月末在庫の見方については、よほど慎重に、しっかりやってもらわないと。何も事態が生じなければこのまま推移していいんだけど、場合によったら、いやいや、推計の違いいかんによって実は米がもっと余っていたのか、いやいや、もっと足りないという事態だったのかということによって、需要実績、需要の見通しが大きく違ってくるんだから。ましてやそのことが都道府県ごとの生産目標に影響する。これは物すごい大きいことだから、利害にも関係するし、後で大騒動になるんだからね、よほどちゃんとしてもらわないといかんということだけ申し上げておきます。

八木部会長 食糧部長。

高橋食糧部長 実はこの調査の客体が異なりましたのも、制度改正があった前提をもとにどれだけ正確な在庫状況がとらえられるかどうかということと、需要実績、これは昨年も御議論がございましたけれども、年産における本来であれば出荷段階ベースでの量なのかもしれませんけれども、要は期首在庫と当年生産量と期末在庫で、15年、いわゆる当月の7月、6月の需要量を推計するという形にしたわけでございます。年産量は統計の方できっちり押さえるわけでございますけれども、問題は在庫の押さえ方ということございまして、できるだけ在庫の精度を高めたいということもございまして、この6月末調査で、115ページにありますように、生産、出荷、販売という形で積み上げていった。あと、このところは当然のことながら出来高調査、今の生産段階のところを新たに入れている

わけでありませけれども、先ほど申し上げましたように、米穀の現在高等の調査というのは、これはずっと過去にさかのぼって行ってきておりますので、一応連続性は非常に高いというふうに私ども理解しております。

したがいまして、在庫増減 在庫の絶対水準になりますと、非常にまた厳しい御議論があるのかもしれませんが、一応在庫増減という意味では、それなりに一定の指標性はあるだろうなというふうに理解しております。もちろん山田委員がおっしゃられたように、このところ、非常に慎重に扱わなければいけない。特にこれが県別の方にまで当然まいりますので、この辺のところはしっかりと私どもも検証していきたいと思っております。

一応今の考え方は以上でございます。

八木部会長 よろしいでしょうか。

この点は非常に重要な 藤尾委員、どうぞ。

藤尾委員 販売段階から言うと、数字の上では 75 万トン以上はあるのではないかと考えているわけです。数字の上ではですね。しかし、所有権移転の問題とかいろいろあるので、その辺がいわゆる出荷段階との数字のずれになっているのではないかと思います。特に 6 月末はその時期ですので、そういう感じを受けていますけれど、いずれにしましても、私はこの発表している数字より多いと。15 年産が少ない、少ないと。実は残ってしまったというような結果になるのではないかというような感じを受けております。

それから、もう 1 つは、先ほど出ましたけれど、政府備蓄米の件ですけれど、60 万トンということですが、およそ 60 万トンのうち、商品として売ることがないような状況になっているのではないかと考えているわけです。

したがって、16 年産がこのような天候で豊作になってくるとすれば、政府備蓄米を政府買い上げしてほしいという声が大きく出てくるのではないかと考えておりますので、この辺の数字についてできるだけ、100 万トンというのが基準になっているようですが、その辺を早目に理解してほしいと思います。

以上です。

八木部会長 今回の点は非常に重要な論点でございますので、今回も速報値ということで需要実績を積み上げていただきましたけれども、また 11 月、都道府県の生産数量目標を決める段階までに少し作業を詰めていただければと思います。

高橋食糧部長 今、藤尾委員からの御指摘についてですが、1 つは全国出荷段階と販売

段階の所有権移転等の問題でございますけれど、これは多分仕分けの線をどこで引くかということがございますので、どちらの方に帰属するかは確かにおっしゃられるような問題があるかと思っておりますけれども、トータル量ではそこに現に存するものという形でとらえられますので、総量としては多分妥当性があるのではないかと考えています。

もう一つ、もっとあるのではないかという議論でございます。それにつきましては、実はここも期首と期末との増減で見えておりますので、期首、期末にどこまでの在庫を見通すかということがございます。もう1度115ページ、恐縮でございますけれども、これだけではないかと思っておりますけれども、今回、私どもが把握している中でも小規模の部分に関しては、例えば期首との関係で調査ができないようなものもございまして、二重の四角の中に囲っている部分は比較対象外にするなどの操作も行っております。先ほど実感とはちょっとというお話もございましたけれども、それも含めてもう少し検証いたしますけれども、調査はこれから精度を詰めてまいりたいと思っておりますけれども、この点については御理解いただきたいと思っております。

八木部会長 山田委員。

山田委員 関連するかと思っておりますので、117ページに都道府県産米の需要実績がそれなりにこういう形で出されているわけです。これがベースになって17年産の生産目標数量が決まってくるんですかね。それが11月に決めますよという話ですかね。

ところで、117ページの左側の方に文章で書いてありますから、若干確認を含めてお聞きしたいんですけど、ここに指摘があるように、不作県があったわけですね。不作県は当然のことですが、売る米がないわけだから、需要というか、供給に充てられる米も当然減る。一方で、その見合いでという言葉は悪いけれど、政府米が100万トンも売れていったわけですよ。

そうすると、不作県の米が政府在庫になっていたとは限らないわけで、在庫はもっとほかの県で持っていた量があるかもしれない。そうすると、政府米の在庫の部分は需要の方としてはどこの県の需要に入ったんですか。例えば宮城県が大変不作だった。ところで、宮城県の政府米を果たしてどの程度持っていて、宮城県の米として需要に反映したかということ、もしかしたらそうではないので、持っていた米は、県名はともかくとして、あの県とあの県とあの県がたくさん残っていて、その分を売ったから、その売れた分は政府在庫になっていた県の需要量になっているんですか。もしもそういうことであれば、結論を申し上げますが、よほどよく考えないと、ついこの前までは、この県のは政府米ばかりにな

っちゃって、売れ残ってしょうがないなんてさんざん文句言っていたわけです。それは生産調整にも反映しなければいかんなんてさんざん言っていた。肩身の狭い思いをしてきたんだけれどね。何となく、需要増になったから、その分、生産増に結びつくのかしら。よほどこれも慎重にやらないと、何か理屈のつく説明ができるようにしないといかんと思えます。それとも私の誤解かしらんから。

八木部会長 食糧部長。

高橋食糧部長 まず、最初に私ちょっと言い忘れたんですけれども、前提としては数字全体が速報値だということをひとつ、まだ確定値は変わり得る可能性があることは前提として置いていただきたいと思いますが、今の都道府県別の需要実績の算定につきましては、全国ベースと同じように、基本的には生産量、当年で売れたものと、政府米に関して言いますと、政府米の中から出ていった当該県の米、例えばA県ならA県で政府で持っていた米がある県の、どこの県でもいいんですけれども、例えば新潟なら新潟といたしますと、新潟の米を政府が持っていたとしたら、それは新潟の需要として売れたものは出ていくという形になります。

ただし、ここの文章にも書いてありますように、当然のことながら、不作のときの売れたときの状況をどうやって見ていくのかとか、そういったものは注意しなければいけないということもございます。実際、昨年の都道府県別の生産目標をつくったときに、いろいろ御議論があったわけでございます。実は昨年の暮れには当年産があったので、不作のものが直ちに反映するということにはなかったとしても、そのような意見があったわけでございます。それについても当然のことながら私ども十二分に注意していかなければいかんと思っておりますし、そのことをたしか 122 ページで需要見通しを言うときにも今回の不作、冷害や何かのことを踏まえて、適切な検討を行っていく必要があるということをごこのところで書かせていただいているところでございます。

八木部会長 加倉井委員、どうぞ。

加倉井委員 竹内委員からも出たので、51 ページの備蓄米の話なんですけど、どうも家計を預かっているような国民には納得ができないので、私どももラジオでもテレビでも説明が難しく困ってしまうんですが、つまり、備蓄の中で新しい米から先に売れて、古い米が後から売れるというのは家計でもないし、生産者の倉庫でもないんですね。倉庫業であると、先入れ先出しとか、先入れ後出しとか、いろんな原則があって、その原則ですべてやっていくということになると思うんですが、この備蓄についてはいつも新しい米が先

に売れて、古い米が残って、その古い米は食用にはなじまないから、捨てると同じような、財政の負担をして、えさ米にするとか、そういう処置を歴史的に何遍も何遍もやってきたわけですよ。これはどう説明したらいいんですか、国民に。原則があるからというんですか、それともないからというんですか。ないならどうしてなんですか。これを私はできたら決めていただけないかと。先入れ先出し。価格の話はまた別ですよ。古い米だったら安い。そんなことは当たり前ですからね。それはそれで入札して、うんと安くすれば売れますよ。食用になじむ場合はですよ。かびが生えているとか、そういうことは別ですけど。それなのにこれをどうやって説明したらいいかわからないんですよ、本当に。原則をなぜつけないんですか、先入れ先出しだとか。備蓄って倉庫業でしょう。倉庫業というのはそういう原則で動くはずですよ。どうなんでしょうか。

高橋食糧部長 今の加倉井委員の御指摘でございますけれども、先ほど竹内委員の御指摘にもちょっと御説明させていただきましたけれども、まず年産構成と数量との関係が、何でまたそういうような備蓄といいましょうか、買い入れ手法をやってきたかという議論があるのかもしれませんが、やはりここで見てもおわかりになりますように、例えば6年産、7年産、8年産と10年産以降の買い入れ数量がまず圧倒的に違う。それが例えば縦にある時点で切ったときに、年産構成で見えていきますと、どうしても古米、あるいは古古米の、非常に年産の古い米が出てきて、それを先に売り切らないと、例えば新しい、1年古米とか、2年ぐらいものを売らないというような運用が実際上なかなかできがたかったというのもございます。ある程度年産構成がバランスがとれて、常に回転備蓄がうまく理想どおりにいけば、一定の比率で古いのと新しいのを分けていけるわけでございますけれども、まず買い入れ数量自体に大きな変動があったことと、それから売りの方も実は、ことしはそういった意味では、今年産にかけては政府米はかなり程度売却できているわけでございますけれども、昨年、あるいは一昨年の状況のような販売状況でございますと、なかなか政府米も売れない状況にあったということがございます。

備蓄運営ルールが新たな方策になりまして、これも実は9年産でなくて、その後に備蓄運営ルールも出てきているルールでございますので、今後は、先ほど御意見、御指摘がございましたように、年産構成の適正化なり、あるいは適正な価格評価等も含めて進めていく必要があるだろう。要は食糧法から食糧法に変わり、さらに改正食糧法の中で売り買いの制度も変わってまいりましたし、あるいは入札になったのは実はことしの4月からということもございますので、その辺の御指摘をよく踏まえて今後の備蓄の管理運営にうまく反

映させていきたいと思っております。

八木部会長 小熊委員、どうぞ。

小熊委員 3点ほど、意見を述べたいと思います。最初に今御意見が出ましたので、関連して 88 ページの政府備蓄米の在庫のことですけれども、今、食糧部長の方から御答弁があったということなんですけれども、やはり民間の感覚からすると、この売り方というのがよくわからないというのが正直なところです。いろんな事情が背景にあるのであれば、その背景も含めてきちんと明らかにして、データも全部出していただいて評価をしないと、一体どういう売り方をしているのか、どういう買い方をしているのか理解できません。すべて最終的には国民の税金を使ってやっているわけですから、そこは民間から見たときに、そこまできちんとやっているのかというふうに評価できるようなシビアさがないと、やはり甘いといえますか、在庫の管理ということからすると、年産だとか、銘柄だとか、時期によって変動するわけですから、そんなことはきちんと織り込んで、買い方、売り方をきちんとして、備蓄の目的に合ったものはちゃんと備蓄されるという構造に早く持っていくというふうにするためにはどうしたらいいかということを中心に議論をしていただきたいと思えます。

それから、2点目ですけれども、中長期的なトレンドでいきますと、戻って恐縮ですが、6 ページのところですが、今回消費の動向についていろんな背景も含めてきちんと整理をされていると思っておりますけれども、特に6 ページの図 - 1 - 9 のところの単独世帯数の増加というところの構造については、今後の米の消費を考えていきますと、きちんと注目をしていく必要があると思っております。ともすれば単独世帯というのは若年世代を意識しがちですけれども、この中の御指摘にもありますように、高齢世代、それからいわば 30 歳から 60 歳ぐらいまでの世帯においても単独世帯というのは増えていくという予想になっていまして、こういったところで米をどういうふうに食べているのか、ふだんの食生活はどういうふうにしているのかということ踏まえていまして、ある意味ではこの層で崩れてしまって、さらに米の消費が落ちるというふうな、そういう懸念も考えられますので、この辺の動向について食生活のあり方を含めてきちんと農水省全体として見ていく必要があるかなと思っております。

3点目ですけれども、121 ページ、きょうの御議論の結論ということではここが主要なテーマだと思いますけれども、需要見通しについて、昨年行った方式に若干手直しをしないと今回御提起をいただいておりますけれども、結論から申し上げますと、私はこれでいい

のではないというふうに思っております。去年やった方式があるからということで、それを機械的に今年もやって、むしろ実態からかけ離れた結果を出すよりは、昨年も随分幾つかの方法について議論した記憶がありますが、まさにスタートした試行錯誤の段階ですので、固定的に方法を決め切って、それで運用するという段階ではなくて、むしろ実態、特に実際の消費の動向にきちんと合うような、マクロとミクロのデータが合うような形での試行錯誤をする必要があるというふうに思っております。現状、ミクロ的に見ればマイナストrendというの是非常にはっきりした傾向として出ているわけですから、この需要見通しをまた来年は増加するみたいなことにしてしまいますと、ミスリードといえますか、誤ったメッセージをいろんな各方面に与えかねないということがありますので、今回のような手直しをするということについては賛成したいと思います。

以上です。

八木部会長 吉水委員、どうぞ。

吉水委員 私も1度戻って米の消費に関する動向というところのコメントを述べたいと思うんですけども、今回いただいた資料は、今、小熊委員もおっしゃったように、非常によく整理されていると思います。昨年のもは簡便化志向ですとか、主婦が忙しいとか、夫が家事を手伝ってくれないとか、ゆえに米の消費が下がっているみたいな側面がちょっと強調されていて、気になったんですけども、もちろんそういうこともあるんですけども、いろいろな多様な選択肢の中から米も主食というよりは、主食的食物の1つとしての選択肢のワン・オブ・ゼムになったといったような状況というものが市場の実態だと思いますので、それが反映されているかなと思います。

それで、70歳という年齢、年代効果によって米を食べなくなるですとか、9ページの平成5年、15年の比較によって、言ってみれば世代効果、1度お米を食べないという食習慣がついた世代は、10年後になっても食べないといったような分析は非常に鋭いかなと思いました。

では、お米を食べないという20代、30代の若い人たちというのが実際どういう食生活をしているのかということに関しまして、たまたま最近定性調査をやりました。定性なので、こういった定量レベルではないのですが、ちょっと御紹介いたしますと、20代、30代においても健康志向が高まっていました。健康志向というのは、若いのに体脂肪率を気にしたり、血糖値を気にしたりということで、その中で、和食ですとか、日本の伝統的食生活に関する志向というのは高まっております。ただ、それがお魚と野菜に関す

る志向になっていて、お米に関しては男女を問わず、太る、炭水化物はダイエットにとってよくないみたいな認識がされておりました。それは情報番組によるもの、それによって形成されたものということのようでした。

少ない人数でやった定性調査ですので、これが市場の全容を反映しているとは思いませんけれども、大体今までの経験として、そういった定性調査で出てきた意見というものが1年後ぐらい定量的にも大きなうねりとなって出てくるという状況がありますので、こういった大規模サンプルの定量にはあらわれない動きとしてちょっとコメントとして延べたいと思います。

それから、きょうの議題であります需要予測ですけれども、私も平成8年以降の回帰式ということに賛成いたします。

以上です。

八木部会長 こもだ委員、どうぞ。

こもだ委員 需要予測の算出の方法、昨年も検討されて、またさらに御検討いただいて、こういう方向でやってみようということには御苦労がにじみ出ていますし、私もとりあえずこのことでよろしいのではないかと思います。

そして、事前に御説明いただいたとき、私もこの在庫の問題についてはどうも納得のいかない点だと、いつまでこのことを繰り返すのかということをお説明いただいた方に大分申し上げたのですけれども、やっぱりこれは何度伺ってもしっくりこないんですけれども、先ほど食糧部長がおっしゃいましたように、制度の変わり目であったり、引き継いでいることがあったりして、その事実をしっかりと説明する必要があると思うんですね。何だかわからない。一般でしたら企業でも個人でも普通には考えにくいやり方をしているわけですから、こういうことに国民の大切なお金が使われているということ、やはりこれはむだと言っていいのか何か、どうも納得のいかないお金の使われ方だと思いますので、なぜ今そうなっているかをきちっと説明していただく必要があると思います。

1ついいことだなと思いますのがブレンド米に対する意識のところ、これは私も仕事柄いろいろな商品開発などにかかわっておりまして、また消費者調査も多々やっておりますが、お米のブレンドということに対しては大体よい反応なんですね。100ページにちょうど出ております「お米マイスターのわざヒカリ」とうまくつけたなと思いますけれども、ブレンドというのがここでマイスターと言っているようなあれで、ワインのソムリエではないですけど、うまくブレンドの妙によって、単品の銘柄米よりもいい味が出るものが

あるんだということを幾つものいろいろ加工業者も、あるいは消費者もそういうことを認識し始めています。ですから、ブレンドということが必ずしも昔のまぜ物で、よくないイメージから、プラスイメージになっていますので、この辺は強調されるとよいかと思います。

それから、1つだけちょっと次元の違う話なんですけれども、40 ページのところに「近年開発された主要な新形質米」、開発のところで冷凍食品のおすしのいいものが最近開発されているんですが、白米をチャーハンなどにして冷凍した場合にはかなり日もちがあるんです。白米のまま、一たん加工したものを冷凍いたしますと、白ろう化が進みます。これを何とか食いとめられる品質なり、加工法なりというのは一般の企業ではなかなかこれが、いろいろ研究しているのですけれども、できないんですが、すしは解凍法が非常に進んだことで、今までにない画期的な良質な冷凍ずしができるようになったんです。これは冷凍法もありますけれども、解凍法が非常に進んだことなんです。

ところが、その冷凍期間の問題と白ろう化の問題というのがどうしてもまだ一般企業で乗り越えられないで、冷凍の御飯というのは、ちゃんと江戸前ずしのようなものがうまく冷凍できるようになりましたので、そこが解決できると、今のところ、1カ月ぐらいがおいしく食べられる賞味期限の限度なんですね。それが乗り越えられるとかなりお米も冷凍による、おいしい、白飯状態でいろいろな加工が展開できるので、こういった技術面もどこかが、どんなふうがいい知恵をお持ちか、技術が開発されているか、御存じだったら教えていただけたら、何かあったらありがたいと思います。

以上です。

八木部会長 この点について何か……。

もしあれでしたらまた調べていただきまして、個別に資料を提供いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

もう1つ議題がございまして、大分時間も押しておりますが……。

それでは、今井委員。

今井委員 先ほど来から在庫のことでお話が出ていますのですけれども、115 ページの在庫の調査対象者ということで、16 年度は細かく届け出業者を把握されて、この人がたの在庫で約 95%の確率といたしますか、数字を把握できるというような御説明をいただきましたが、現場では今温暖化が進んでいまして、田植えの時期を遅くしてくださいという指示が出ているのですけれども、指導のとおりにおくらせている農業者と、指導を除外して、

早く植えている人がいます。早く植えた人がすごく茎数が多くて、収量に差が出てきているんです。そうすると、その指導を守らない人が集荷円滑化対策にのっていない人であったりということで、作況が100以上になったときに、現場がすごく混乱するのではないかなということ危惧しているところなんです。

この場でこのような話をしてよいのかどうか分かりませんが、在庫確認の5%の段階をもう少しきっちりと把握していただいて、在庫の正確性というのを出していただきたいと思います

八木部会長 食糧部長、お願いします。

高橋食糧部長 95%というふうに御説明したのは、細かいところで注でございますけれども、旧の登録卸売業者さんですとか、あるいは販売業者さんの持っているものについてこれだけの調査客体であれば、要は流通段階でのものが95%把握できるということだろうと思います。

今、今井委員がおっしゃられたのは、多分産地段階でどれだけのものが出てくるか、あるいはどれだけの生産が行われるかということでございますので、そちらもまた別途生産量の方の把握で見ていくということもございまして、もう1つは、生産努力目標に対してどの程度の実績になるかどうか、県別にも、それは別途また私ども把握する形になっておりますものですので、ここはあくまでも流通段階における在庫ということで御理解いただければと思います。

八木部会長 山田委員、どうぞ。

山田委員 簡単に終わります。

3つあるのですが、第1点は、123 ページに16年産米にかかる主食用の需給見通しが書いてあるのですが、ここで政府買入れについては40万トン、売り渡しについては20万トンというふうになっているわけで、当然123ページの左下の方に書いてありまして、これは16年産米の作柄を見た上でもう1回出しますよというふうに言われているわけで、それはそういうことにしてほしいというふうに思います。作柄いかんによりましては、この秋は大変な事態になりかねないという部分がありますから、そこは唯一残されている政府買入れの政府関与をどんなふうを活用するかというのは、よくよく考えてもらいたいと思います。お願いしておきます。

第2点は、124 ページに17年産米の生産目標数量の設定について、11月にやらせていただきたいというふうに書いてあるわけで、それは多分そうだろうと思います。今、今井

さんがおっしゃったことも若干関係するのですが、作柄ももちろんありますけれど、各県の計画生産の動向は新しい米政策改革の初年度にどんなふうな状況になっているのか。達成、未達成の状況は拡大しているのか、拡大しないで縮小しているのか、それらのことを知りたいと思いますし、また、集荷円滑化対策ですね、これは豊作分をどんなふう処理するかという仕組みですが、これをまじめにやるところと、まじめにやり切れないところというのが多分出てくると思うんですね。私自身はこういうことを一々気にしない、争点にしない時代がきたらいいというふうに思っているのですが、しかし、計画生産を頼む以上はこの問題はどうしても出てくるわけで、これらのことを十分踏まえて、11月の対策を検討してもらいたいと思います。

それから、第3点は、これは国の方針編とも関係するのですが、農業者、農業者団体が主役となるシステムの構築ということで、それはそれで決めた話でいいんですが、一生懸命やってもらっているつもりなんですが、市町村によって違うんですね。市町村行政とJAがうまくやっているところは比較的軽微なだけけれど、圧倒的にJAの事務処理がふえていて、営農指導員はそれどころじゃないと。ともかく事務処理だと。パソコンの前に座って、パソコンばかり打っているというのが実際なんです。これは悲鳴のように聞こえますから、多分そうなんだろうと思うんです。この問題を本当にどんなふう考えるのか、人ごとじゃなくて、行政の皆さんにも考えてもらいたいと思います。

以上です。

八木部会長 それでは、御意見もほぼ出尽くしたということにいたしまして、本日委員の皆様からお出しいただきました意見を十分踏まえて、事務局におかれましては今回の基本指針の取りまとめをお願いいたします。

## (2)「麦政策検討小委員会」における議論の概要について

八木部会長 それでは、続きまして、次の議題の麦政策検討小委員会における議事の概要につきまして、同小委員会の座長である加倉井委員からお願いいたします。

加倉井委員 きょうは企画部会からの見直しのお話を聞かせていただいただけと思って楽しみにしていたのですが、それがなくて、麦政策検討小委員会のお話ということで、ピンチヒッターが余りにも小さ過ぎて困るなと思っております。

正午を回っておりますので、簡単にお話しいたします。

麦政策検討小委員会はこれまで3回行われまして、議論してまいりました。資料がございまして、ごらんいただきたいと思います。資料3、いっていますね。

主な意見というのをここへ出しております。別にまだ固まったわけではありません。中間整理にも至っておりませんので、まだいろいろばらばらでありますけれども、こういうことを議論しているというのは後でゆっくりごらんいただきたいと思います。

麦作経営安定資金というお話、これは政策のやり方の1つですけれども、ごらんいただければよろしいのですが、要するに農家手取りの麦の代金の4分の3というのが麦作経営安定資金であるということであります。4分の3というのは大変大きいものですから、これが問題になるのですが、一方、これは埋め切れない内外の価格差ということに関連しているということも事実であります。これをどういうふうにするかという検討をしております。

それから、資料の2ページのところにちょっとありますが、先ほど企画部会の話をしましたのは、企画部会が品目横断的な農業保護というか補助というようなことを考えておまして、それと麦というのは関係があるものですから、どうしても企画部会の答申待ちみたいな部分が半分ぐらい麦小委員会の中にあります。ですから、これとの関連はきちんと考えなければいかんということを中心に現在検討が行われている品目横断的対策との整合性を確保する必要があるのではないかという言い方で言っております。

それから、担い手。余り長い時間検討してはおりませんけれども、どういう生産者を対象として政策を展開していくかということはやはり重要であると。政府のお金の使い方としてなるべく効率的にそのお金が生きるように使うというのを考えるということでありませぬ。

それから、民間流通制度。民間流通に移行して5年たちました。一応比率としては100%になっているのですが、その中で播種前契約とか、ちょっと技術的で申しわけないのですが、価格形成のあり方とかいろいろ問題が出ている。それを検討していくべきではないかということでもあります。

それから、政府の無制限買入れというのが今でも残っているのは麦だけではないのかと。全体的に米の制度が非常に改革されたのに比べまして、麦の方がおくられているという状況がありますが、これをどうするかということです。廃止したら、廃止後の生産者の不安をどう払拭するのかというようなことでもあります。

それから、製粉企業。麦の場合は消費者が直接食べるのではなくて、パンやうどんやそ

ういうもので食べるのであって、麦の直接の買い手は実は製粉企業で、そこから後で消費者のところへいくわけなので、その製粉企業のあり方というのを検討していくということであります。

それから、コストプール方式というお金の使い方というか、出し方というのがありますが、現行のコストプール方式で非常に大きな赤字が出ておりまして、これは負担しているのではないかと。しかし、輸入差益、簡単に言いますと、海外から買った安い小麦を国内で高く売る。そのもうけで国内の生産者にお金を払うというやり方ですが、これを今後どういうふうにやっていくかということはやっぱり議論があります。

それから、備蓄についても今の国際情勢などを考えて、あり方というのを検討する。米については備蓄をどれくらい持つかというのは余り異論がないのですが、麦については考え方にいろいろあります。非常に単純に言いますと、食糧の安全保障を考えた備蓄なのか、それとも消費者の需要、例えばうどんの小麦がなくなる、パンの小麦がなくなる、パスタの小麦がなくなる。これはみんな性格が違うものですから、それ全部充当しなければならないのか。それが備蓄なのか。つまり消費者をすべて満足させるのが備蓄なのか。この辺の考え方もまだこなれておりません。

大体そういうお話をしております。

今後ですが、7月29日に今までの議論を中間論点整理したものを出し、それを議論するということになっておりまして、その後、大体8月にもう1度ぐらい議論をする。9月に再開して、12月に最終取りまとめをするというような一応のめどでお話を進めております。

以上です。

八木部会長 ありがとうございます。

ただいまの加倉井委員からの御報告に対して何か質問等ございますでしょうか。

山田委員、どうぞ。

山田委員 私も委員でありまして、加倉井座長に御苦労いただいているところで、私は必ずしも行儀のいい委員ではないわけで、迷惑をかけているかもしれません。実はきょうは多くの方が当然傍聴されているわけだし、関係者はいっぱいおいでになると思います。この第1回から第3回の議論だけ見て、そして個別の項目だけとって議論する、例えば政府買い入れはこうとか、コストプール方式はこうとかということで、個別の課題だけの意見を踏まえて整理しちゃったら、これはもう国産の麦はやめちゃって、海外から入れれば

いいじゃないか、その方がコストも安いしという話になりかねないというふうに思うんです。

それで、やっぱり大事なことは、私は議論は大事だと思うんですよ。大いにやらなければいかん。個別の課題で、例えば民間流通のありようとか、民間流通の中で解決できような問題も多々あるし、それは大いに議論が必要だというふうに思うんだけど、やっぱり大事なのは、可能な限り国産の麦はちゃんと国内で供給できるものは努力してみようじゃないか、努力していこうという中でのもろもろの仕組みになっているというふうに思っていますので、ぜひこの個別の取り上げだけは避けてもらいたいというふうに思っています。というのはコストプール方式と、国の管理と、政府買入れとか、政府売り渡し、売り渡しもコストプール方式なんかと密接に関係するんだし、それから国家貿易管理することによって、外国産麦をそれなりに安定的に国が責任をもって供給している、そういう総体として麦の管理というのは見るべきでなのであって、それぞれみんな複雑に錯綜し、相互に関係して存在しているということでもありますので、見直すときは全部見直そうじゃないですか、だけど、個別の取り上げだけで事態が進むということについてはやはりちょっと疑問があるといえますか、ちょっと注意した方がいい、慎重にやった方がいいと思いますので、申し上げました。

八木部会長 奥村委員、どうぞ。

奥村委員 私米政策については一定のこの方向が見えて、これをたんと進めることによって新たな稲作農業の展開はできると思いますが、将来的に見ましても、日本の水田の中でどんどん畑作がふやさざるを得ないという状況がくると思っています。米の需要量も、人口問題も含めて。そうする中で、日本の470万の農地をきちとした形で維持するためにも、将来の食糧自給をきちと確保するためにも、私はいつも思うのは、形とか当面ではなくて、農地は確保しただけでは済まないと思うんです。もちろんより肥沃な農地を残すということも大事です。もう1つ大事なのは、生産する技術がそこに伴っていないと、土地だけ残しても、つくる技術がなかったら、もし将来の食糧危機がきても何にもならないわけなんです。

ですから、生産力というものを維持するということになる、特に麦、大豆、飼料等の作物については、国はきちとした対策、税金もきちと使いながら、それから将来ともに生産と消費の現場とそういうことを理解し合うということをきちとやっていかないと大変なことになると私は思います。形だけ、生産力というのは、ほかの製造業界が外国へ技

術がシフトしていますが、農業もそれと一緒にのことになったら、幾ら農地が残っていてもつくる力がなくなっていたら大変なことになると思いますので、この麦作とか大豆作とか飼料作等々についての政策というのは米政策とまた切り離れた形で議論していただきたいなと思っております。

八木部会長 ほかにございますか。

中村委員、どうぞ。

中村委員 時間も無いから余り発言する予定ではなかったのですが、山田委員から言われた話は、山田委員は百も承知の上で話をしているのだらうと思いますけれども、製粉業界を含めて国内産の小麦はもうつくらなくても結構ですというふうに言ったことは1度もないんですね。しかしながら、品質が悪い、コストは物すごく高い。そういうふうなものを片一方の製品その他が自由化されているこういうグローバルマーケットの中で、品質が悪い、コストが高い、それではやっぱりおかしいのではないかと。

それから、国内産小麦の将来を考える場合にも今の小麦の政策というものを見直ししていかないと、国内産小麦そのものがやっぱりマーケットから否定されるような話になったのでは困るということで、麦政策の見直しをやっているわけだというふうに私は理解しております。

ですから、もちろん個別のこういう意見の集約のような形になってはいますが、全部やるということになると、また3時間ぐらいかかるわけですから、ぜひ山田委員におかれましては関係者の方によく背景を御説明いただければありがたいと思っております。よろしくをお願いします。

八木部会長 よろしいでしょうか。

それでは、皆様からいただきました御意見を十分踏まえて事務局におかれましては今後の小委員会の運営をよろしく願いいたします。8月上旬の中間論点整理、それから12月に向けた最終取りまとめということで、加倉井座長にはまたよろしく願いいたします。

### (3) そ の 他

八木部会長 引き続き、本日、事務局からの資料のほかにも小委員から資料提出がございましたので、小委員から資料の御紹介をいただきたいと思っております。

小委員 時間が無い中、発言の機会をいただき、ありがとうございます。

今お手元に配付させていただきましたのは御参考までにという性格の資料でございます。私ども日本生協連の中に「農業・食生活への提言」検討委員会」という委員会を今年の4月からスタートしております、現在企画部会を中心に御論議いただいている食料・農業・農村基本計画の見直しに当たって意見を、とりあえず第1段ということでお出しさせていただいております。この食糧部会にも関連するということできょう配付させていただきました。

全体は6項目ございますけれども、食品の安全、環境重視というふうなことを前提としつつ、3番目のところがございますけれども、「直接支払いによる農業経営支援施策への転換を」ということで意見を整理してきているところでございます。いろんな御意見があると思いますけれども、私ども消費者の立場から現行の高関税による国内農業保護施策から、内外価格差の是正を前提として、直接税金を農家経営に注入し、その経営安定化を促す直接支払い制度への転換が必要ということ述べております。それから、日本の農業を守るという視点から、特にかけた費用に対する効果を検証するシステム整備を前提として農家経営を直接支援するという制度に移行するということに賛成しますが、特に直接税金を支援に充てるということですので、国民の理解が非常に重要だと認識しておりまして、今後、先ほど麦の話もありましたけれども、品目横断というようなことでさまざまな御議論がありますが、ぜひ1つの意見ということで御参考にしていただければということで配付させていただきました。

どうもありがとうございました。

八木部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御紹介については何か御意見とか御質問ありますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

この意見は企画部会でも議論されるということになるかと思えます。

#### 4 . 閉 会

八木部会長 それでは、本日の議題はこれで一応終わりましたので、本日活発な御質疑、御意見、ありがとうございました。

以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたします。長時間にわたりどうもありがとうございました。